

デイサービスセンター北原の里
「介護予防・日常生活支援総合事業」第1号通所事業
(介護予防通所介護相当) 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人関越中央病院が開設するデイサービスセンター北原の里（以下、「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（介護予防通所介護相当）（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 デイサービスセンター北原の里
- ② 所在地 群馬県高崎市北原町179-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 1名以上（うち1名以上は常勤）
介護職及び併設するサービス付き高齢者向け住宅の介護職員と兼務。
- ③ 看護職員 1名以上
機能訓練指導員及び併設するサービス付き高齢者向け住宅の看護職員と兼務。
- ④ 介護職員 常勤換算方法で14名以上（うち1名以上は常勤）
併設するサービス付き高齢者向け住宅の介護職員と兼務。
- ⑤ 機能訓練指導員 1名以上
看護職員及び併設するサービス付き高齢者向け住宅の看護職員と兼務
- ⑥ 栄養士 1名
- ⑦ 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。
なお、随時必要により営業を行うことがある。
- ② 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。なお、臨時に延長も可能。

(利用定員)

第6条 利用定員は80名とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 生活指導（相談援助等）
- ② 機能訓練（日常動作訓練）
- ③ 介護サービス
- ④ 介護方法の指導（家族介護者教室）
- ⑤ 健康状態の確認
- ⑥ 送迎
- ⑦ 食事サービス
- ⑧ 入浴サービス
- ⑨ その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料金等については、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、事業所が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。

二 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- ① 通常の事業の実施地域（事業所より半径8km圏内）を越えて行う送迎に要した交通費は、1回につき1km未満200円（+税）、以後1km毎200円（+税）を加算する額とする。
- ② 食事等については、重要事項説明書に記載の額を徴収する。
- ③ その他、当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、その都度、利用者又はその家族等に説明し同意を得たものに限り徴収する。（重要事項説明書参照）

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は高崎市、榛東村、吉岡町、渋川市、前橋市の当事業所より半径8km圏内とする。

(留意事項)

第10条 事業所の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- ① 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- ② 機能訓練室を利用する際には、その旨申し出ること。

- ③ 浴室を利用する際には、その旨申し出ること。
- ④ 当該サービス利用中に外出の必要がある場合は、その旨申し出ること。
- ⑤ 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- ⑥ 飲酒・喫煙は禁止とする。
- ⑦ 火気の取扱いは禁止とする。
- ⑧ 所持品、備品等の持ち込みは可能であるが、自己管理とする。
- ⑨ 金銭、貴重品の管理は、自己管理とする。
- ⑩ 当該サービス利用時の医療機関での受診は禁止とする。
- ⑪ ペットの持ち込みは禁止とする。
- ⑫ 他利用者への迷惑行為は禁止とする。

(衛生管理等)

第11条 事業所の施設、食器その他の設備又は飲用の水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 二 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、当該事業を実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医又は利用者の家族等に連絡しなければならない。

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第13条 事業所は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止の指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供時に事故が発生した場合は、利用者に対して必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- ① 管理者は、防火管理者を選出する。
- ② 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- ③ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- ④ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務にあたる。
- ⑤ 防火管理者は、従業員に対して部下教育、消防訓練を実施する。
 - 1. 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・年2回以上
 - 2. 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・随時

(従業者の服務規律)

第15条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。サービスにあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

- ① 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- ③ お互いに協力し合い、能率の向上に努力する。

(従業者の質の確保)

第16条 従業者の資質向上のために、研修の機会を確保するとともに業務体制を整備する。

(

従業者の健康管理)

第17条 従業者は、事業者が行う年1回の健康診断を受診すること。

(苦情処理)

第18条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族等に説明するものとする。

(秘密の保持と個人情報の保護)

第19条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- ① 事業者及び従業者がサービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族等の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ② また、この秘密を保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続する。
- ③ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- ④ 事業者が得た利用者の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族等の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

二 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、指定通所介護に関する諸記録を整備し、介護サービス終了の日から5年間保存するものとする。

する。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人 関越中央病院と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

改訂 2024年4月1日

改訂 2025年5月1日

介護保険通常の仕事の実施区域一覧表

(2025年5月1日)

市町村名	通常の仕事の実施区域 (片道8キロ以内の区域)
高崎市	<p>足門町、井出町、後疋間町、金古町、北原町、菅谷町、塚田町、稲荷台町、中泉町、西国分町、東国分町、福島町、保渡田町、三ツ寺町、棟高町</p> <p>楽間町、行力町、沖町、我峰町、北新波町、南新波町、浜川町、菊地町、上小埜町、下小埜町、上小鳥町、築縄町、上並榎町、下小鳥町、並榎町、大八木町、小八木町、緑町、浜尻町、問屋町、飯塚町、大橋町、昭和町、末広町、飯玉町、稲荷町、天神町、日光町、正観寺町、中尾町、日高町、井野町、新保田中町、新保町、貝沢町、東貝沢町、西島町、京目町、大沢町、萩原町、上大類町</p> <p>箕郷町の一部 (柏木沢、生原、下芝、上芝、東明屋、矢原、西明屋、和田山、白川、富岡、金敷平、善地、松之原)</p>
吉岡町	漆原、大久保、下野田、小倉、上野田、北下、陣場、南下、上野原
前橋市	<p>池端町、清野町、上青梨子町、青梨子町、総社町高井、高井町、総社町桜ヶ丘、総社町植野、総社町総社、総社町、問屋町、元総社町、鳥羽町、大渡町、大友町、石倉町、下石倉町、新前橋町、古市町、江田町、小相木町、光が丘町、箱田町、前箱田町、後家町、朝日が丘町、青葉町、稲荷新田町、川曲町、大利根町、上新田町、下新田町、公田町、田口町、関根町、荒牧町、川原町、緑が丘町、敷島町、上小出町、下小出町、岩神町、昭和町、平和町、住吉町、千代田町、大手町、本町、紅雲町、南町、川端町、日輪寺町、南橋町、青柳町、龍蔵寺町、北代田町、若宮町、上細井町、下細井町、国領町、日吉町、若宮町、城東町、三河町、朝日町、上沖町、幸塚町、三俣町、下沖町、西片貝町、東片貝町、上泉町、文京町、天川原町、六供町、天川町、天川大島町、朝倉町、上佐鳥町、櫛島町、高花台町、小坂子町、勝沢町、小神明町、鳥取町、五代町、端気町</p> <p>富士見町の一部 (石井、市之木場、漆窪、小沢、小暮、米野、田島、時沢、原之郷、引田、横室)</p>
渋川市	八木原、半田、有馬、中村、行幸田
榛東村	長岡、山子田、新井、広馬場

- 注) 1. 区域は原則として町名、区域名で表示。
2. 通常の実施区域境界からの距離により交通費の追加負担をいただきます。
3. 追加交通費は1回につき1*未満200円(+税)、以後1*毎に200円(+税)の料金を加算します。